

1 議事日程（5日目）

〔令和8年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和8年3月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第12号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第16号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第17号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第18号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第23号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第8号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第20号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第21号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第22号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第16 議案第24号 令和8年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第17 議案第25号 令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第26号 令和8年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第27号 令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 令和8年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 令和8年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第30号 令和8年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第31号 令和8年度太宰府市下水道事業会計予算について
- 日程第24 報告第2号 専決処分の報告について（舗装剥がれによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定）
- 日程第25 議案第32号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

日程第26 議案第33号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第34号 令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第28 議員の派遣について

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	久和満晴	議員	2番	岡林直人	議員
3番	原紳次郎	議員	4番	瀬筒義久	議員
5番	川口親丸	議員	6番	馬場礼子	議員
7番	タコスキッド	議員	8番	今泉義文	議員
9番	笠利毅	議員	10番	木村彰人	議員
11番	入江寿	議員	12番	堺剛	議員
13番	原田久美子	議員	14番	神武綾	議員
15番	陶山良尚	議員	16番	長谷川公成	議員
17番	門田直樹	議員	18番	小畠真由美	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	高原清	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長 (経営企画担当)	轟貴之
総務部理事 (市長室担当)	杉山知大	総務部理事 (総務担当)	宮崎征二
市民生活部長	友添浩一	健康福祉部長	大谷賢治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添田朱実	都市整備部長 (併営企業担当)	伊藤健一
観光経済部長	竹崎雄一郎	教育部長	添田邦彦
教育部理事	平野善浩	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	鳥飼太
総務課秘書担当課長兼経営企画課広報 広報担当課長兼ITプロモーション担当課長	平嶋香代子	市民課長	今村江利子
福祉課長	山崎崇	建設課長	堀修一朗
上下水道課長	田中潤一	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	草場康文
社会教育課長	井本正彦	監査委員事務局長	松尾誓志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野寄正博	議事課長	花田敏浩
書記	陣内成美	書記	三舛貴市

再開 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小島真由美議員） 日程第1、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会、環境厚生常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 神武綾議員。

〔14番 神武 綾議員 登壇〕

○14番（神武 綾議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、太宰府市公共施設整備検討委員会について、太宰府市公共施設の整備に関する事項について調査及び審議することを目的に設置し、学識者等による検討委員会を組織するために条例の一部を改正するものです。

委員からは、当該委員会の位置づけについて質疑がなされ、執行部からは、公共施設全体の整備スケジュールの検討を考えているとの回答がありました。

また、委員からは、委員の人選について質疑がなされ、執行部からは、建築分野などの学識者や自治会の代表、福祉関係者からの選出を検討しているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） さきの総務文教常任委員会の委員長報告に続いて、環境厚生常任委員会に審査付託されました、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、太宰府市附属機関設置に関する条例に、附属機関として太宰府市人権センター一等整備検討委員会を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。対象となっている南隣保館、南児童館、老人いこいの家及び南保育所は、いずれも建設から相当の年数が経過し、更新時期を迎えていることから、太宰府市公共施設等総合管理計画に基づき、調査、審議することを目的として設置するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第10号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔11番 入江 寿議員 登壇〕

○11番（入江 寿議員） さきの環境厚生常任委員会の委員長報告に続いて、建設経済常任委員会に審査付託されました、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきまして、主な審査内容と結果を報告いたします。

執行部から、太宰府市五条地区活性化検討委員会については、太宰府市五条地区の活性化に関する事項について調査及び審議をすることを目的に設置するもので、市民や学識者等による検討委員会を組織するために、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、委員会の構成人数と設置期間はとの質疑があり、執行部からは、10名程度を予定しており、具体的なスケジュール等は、今後、検討を進めていくとの回答がありました。

また、委員からは、この委員会は諮問機関なのかとの質疑があり、執行部からは、諮問なども含め、検討しているところであるとの回答がありました。

そのほか、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

10番木村彰人議員。

○10番(木村彰人議員) 議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、これまで十分に取り組むことができなかった積年の課題に向き合うために、新たに3つの附属機関を設置しようとするものです。

これは、高原新市政の前進に向けた大切な一歩であり、その意義を高く評価し、本改正案に賛成いたします。

これらの委員会は、市長からの諮問を受けて調査、審議を行い、今後の政策づくりに大きな役割を果たすこととなります。その議論がより実りあるものになるためには、委員メンバーの選任がとても重要であると考えます。

太宰府市には、自治基本条例や附属機関等の設置及び運営に関する要綱において、公募による市民の参加の確保や女性委員の比率向上に努めることが定められています。こうした取組は、委員会に多様な視点を取り入れ、議論の幅を広げる上で大変意義深いものになるでしょう。

今後の委員選任に当たっては、専門的な知見をお持ちの方に加え、幅広い市民の声が委員会に反映されるよう、条例や要綱の趣旨を大切にしながら、丁寧に進めていただきたいと思います。多様な知見と視点が集まることで、委員会の結論がより市民にとって納得感のある価値あるものになると考えるからです。

3つの附属機関の設置が、太宰府市の未来に向けた確かな第一歩となることを期待して、本条例改正案に賛成いたします。

○議長(小島真由美議員) これでは討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する各委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2から日程第5まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第2、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 神武綾議員。

〔14番 神武 綾議員 登壇〕

○14番（神武 綾議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました、議案第11号から議案第14号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によるもので、主な改正内容は、部分休業制度において、1年につき10日を超えない範囲内で、「1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないこと」が選択可能となることが追加され、育児を行う職員がそれぞれのライフスタイルや家庭状況に応じてより柔軟な休暇取得を行えるようになります。

委員からは、職員が育休を取りやすくするための環境整備について質疑がなされ、執行部からは、状況に応じて会計年度任用職員を任用する等行っているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、学業院中学校を除く市内の小・中学校の体育館に空調設備が設置され、市内5つの小・中学校の体育館にシャワーが設置されたことに伴い、新たに空調設備及びシャワーの使用料を設定するものです。

具体的には、小・中学校の体育館空調の使用料を1時間につき1,000円、半面使用は500円、また、体育館シャワーの使用料を5分につき100円にて設定しています。

委員からは、空調設備が設置されてからしばらくたってからの使用料設定となった経緯及び利用者の方への伝え方について質疑がなされ、執行部からは、今年度までは試用期間として利用いただいている。また、利用者の方には、次年度の4月からは有料である旨をアナウンスしているとの回答がありました。

また、委員からは、体育館の空調使用料が1時間1,000円である積算根拠について質疑がな

され、執行部からは、電気料金等のランニングコストを計算し、各学校の平均値を適用している。工事費等のインシャルコストについては、近年の猛暑等を考慮し、利用促進を図る観点から算定に含めず、ランニングコストにて算定しているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第12号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、松川運動公園内にスケートボード場が設置されることに伴い、施設使用時間、施設使用料及び施設備品使用料を設定するものです。

具体的には、施設使用料として1回につき一般は300円、小・中学生は100円、また備品使用料として、ヘルメットとプロテクターそれぞれ100円にて設定しています。

委員からは、施設使用料に照明の利用料金は含まれるのか、別料金なのかとの質疑がなされ、執行部からは、施設使用料のみで、照明の利用料金を設定する予定はないとの回答がありました。

また、委員から、周辺の外灯の整備や施設の管理人についての質疑がなされ、執行部からは、上下水道事業センターに入ってから外灯整備は特に行っていない。管理人については、基本的に体育館にいらっしゃる管理人の方にスケートボード場も併せて見ていただくとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」。

本条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念や市及び市民等の責務、犯罪被害者等の支援の基本的事項を定めることで、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、制定するものです。

委員からは、県内の自治体での同条例の制定の動きについて質疑がなされ、執行部からは、令和7年4月1日現在、県内21市町村が制定している。今回、筑紫地区においても、本市を含めた5市で足並みをそろえて制定に向けて動いているとの回答がありました。

また、委員からは、本条例による支援の対象となるのは、条例施行後からの犯罪か、それ以前から困っている方も含まれているのかとの質疑がなされ、施行予定の4月1日以降の犯罪に対する被害者支援を考えているとの回答がありました。

また、委員からは、第2条にある「犯罪等」や、第10条の「支援の制限」などの解釈は県レベルで統一的なものがあるのかとの質疑がなされ、執行部からは、警察における基準をもって本市も条例を適用し、支援を行っていくとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して、一括して質疑を行います。

議案第11号から議案第14号までの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第11号から議案第14号までについて、一括して討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第12号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第13号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第11まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第6、議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第23号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託していただきました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第15号から議案第19号及び議案第23号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」。

太宰府第二学童保育所は、現在、校舎内の教室を借りて運営していますが、学校の教室不足等のため、校舎外に軽量鉄骨造の1階建てを建設しているところです。

それに伴い、学童保育所の定員を変更する必要性が生じたため、当該条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第15号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条項引用に項ずれが生じるため、当該条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法の一部が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

主な内容として、子育て支援の拡充のための子ども・子育て支援金制度の開始により、令和8年4月1日から国民健康保険税において、新たに子ども・子育て支援納付金に係る課税区分の追加や、課税限度額・軽減措置の設定、項ずれの修正等を行うものです。

委員からは、課税区分が追加されることで、子育て世代の負担は実質的に増加するのか、それとも軽減されるのかとの質疑がなされ、執行部より、18歳未満の均等割額は10割軽減であり、その軽減分は同世帯の18歳以上の親及びその他の18歳以上の人々によって負担し合う仕組みであるとの回答を受けました。

また、委員から、今回の改正により課税区分が追加されることを市民に分かりやすく伝える方法は何か準備しているのかとの質疑がなされ、執行部より、こども家庭庁が作成したチラシを配布している。市としても、議会で原案が可決された場合、まず市ホームページに掲載し、その後、広報紙には、5月または6月に掲載する予定である。また、国民健康保険税の当初納税通知書を送付する際にも、説明を同封して送る予定としているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論では、18歳未満への負担軽減がある一方で、親や他の市民は負担増となる。また、市民への説明が十分であるとは言い難く、物価高など現状を考慮すると、負担増に賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第17号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、令和7年度税制改正に伴い当該条例の規定を変更する必要が生じたため、その一部を改正するものです。

改正の背景として、令和7年度の税制改正では、物価上昇や就業調整への対応を目的として、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられました。この改正により、介護保険第1号被保険者の保険料算定に影響が生じ、第9期計画中の保険料収入の減少が見込まれるため、介護保険法施行令が改正され、見直し前の算定方法が特例として適用されることになりました。

委員からは、今回の制度改正に伴い、市民の介護保険料はどう変化するのかとの質疑がなされ、執行部より、介護保険料の算定方法は、従前と同様とし、給与収入が55万1,000円から190万円未満の方については、給与所得控除の範囲で、所得の減少があっても介護保険料に影響はなく、実質的に据置きとなるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論では、令和7年の税制改正を受けて介護保険料の規定を見直した結果、本来市民の介護保険料負担が軽減されるはずだったところを同額の負担をお願いする形になった。市民の負担が下がる機会が失われ、物価高への対応としての効果が感じられない状況

となっているとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第18号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」。

本条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要が生じたことから制定するものです。

特定乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和8年度から新たな給付制度として創設されることに伴い、対象事業者は市町村で確認を受ける必要があります。なお、令和8年4月からこども誰でも通園制度を実施する市内施設は、ごじょう保育所、ゆたか保育園、二日市カトリック幼稚園の3施設で、条例に基づく施設基準の認可及び給付を受ける施設としての確認を受ける対象となっています。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第19号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」。

本議案は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,134万4,000円を追加するものであり、令和7年度の税制改正及び年金額改定に伴い、介護保険料の算定方法や保険料段階の基準に変更が生じることによるシステム改修の委託料として334万4,000円の増額補正、この財源は、国の補助金、介護保険事業補助金167万2,000円と、市からの一般会計繰入金167万2,000円です。

また、居宅介護サービス給付費が、今年度の平均月額等から試算したところ、不足する可能性があるため、1,800万円の増額補正をするものです。この財源は、第1号被保険者保険料のうち法定割合相当分として444万8,000円、国庫負担金が325万9,000円、調整交付金が59万4,000円、支払基金交付金が486万円、県負担金が258万9,000円、介護給付費繰入金225万円となっています。

このほか、歳入における第1号被保険者保険料の5,618万円の減額補正等と合わせ、本市の介護保険の現状について、詳細な説明を受けました。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第23号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を行います。議案第15号から議案第23号までの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第15号から議案第23号までについて、一括して討論を行います。

議案第17号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第17号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

この条例は、医療保険である国民健康保険税に、子ども・子育て支援金の負担を強いるものです。この支援金の上乗せは、令和8年度だけではなく、3年間続き、国全体として6,000億円、8,000億円、1兆円と段階的に引き上げられる予定です。

政府の進める子育て支援、子ども共育の推進の財源にされる子ども・子育て支援金ですが、医療保険で賄うこと、今でも負担の大きい国民健康保険税に上乗せする制度設計に対して、日本共産党は反対の立場です。

よって、この議案については反対といたします。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論いたします。

今回の改正は、令和6年の子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに設けられた子ども・子育て支援納付金を国保税の賦課項目として追加するためのものです。

これは、自治体として、自治体ごとに判断できるものではなく、全国一律で対応が求められている制度改正になります。

本市としても、県から示される納付金額を適切に賦課し、国保会計を安定的に運営していく責務があります。制度の仕組み上、市として独自の判断や裁量を発揮できる部分は限られており、今回の条例改正もその枠組みの中で必要な対応を行うものとなります。

とはいえ、財源措置の必要性は理解するものの、その制度設計については、幾つかの気になる点があるのも事実です。

例えば、子ども・子育て支援という社会全体で支えるべき分野の財源を、医療保険制度を通じて徴収する仕組みや、実質負担ゼロとされる考え方との関係性など、また4月から始まる子ども誰でも通園制度の開始に間に合わせるため、制度設計や準備のスケジュールが非常にタイトであり、自治体の担当部局に大きな負担が生じていることなどです。

もちろん市民に理解していただくためには、本市とともに、何より、国による丁寧で分かりやすい説明が必要なのは言うまでもありません。このように、制度設計等に課題が残されていると考えますが、法令に基づき制度が施行される以上、今回の条例改正は必要最小限の対応であり、本市としての責務を果たすものと判断し、本議案に賛成いたします。

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第18号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第18号「介護保険条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

令和7年度税制改正で、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ10万円引き上げることにより、給与所得控除の最低保障額が引き上げられ、これにより住民税が非課税になる人が増えます。

本来ならば、減税の恩恵を受け、そのまま保険料に反映させ、介護保険料も所得段階が下がり、負担が減るはずですが、国は自治体への介護保険料の収入が減ることを心配し、65歳以上の高齢者には減税の影響を遮断し、減税前の控除額で保険料を算定するという政令を発し、全国一律のルールとして調整を行うよう決めました。

65歳以上の高齢者がこの控除の引上げにより減税されたとしても、介護保険料だけではその前の基準にされ、減税の恩恵はなくなります。

被保険者からは、税制改正どおりの保険料とし、対象となる1,700人分の差額は予備費の活用、補正予算対応等で負担回避策を取るべきと考え、反対といたします。

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第19号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」反対の立場で討論いたします。

この事業は、親の就労にかかわらず、全ての子どもたちの育ちを応援するという孤立しがちな子育て家庭への支援を目的としています。

この条例の基準は、基準府令によるものとされています。利用上限は1か月10時間まで、1日2時間です。慣れない環境に置かれ、2時間泣いて過ごす子どももいるでしょう。子どもたちのストレスが懸念されます。保育事業者の人員確保が難しく、保育士配置は半分でいいことにもなっております。子どもたちの安全は守られているでしょうか。

子育ての孤立が進む中での支援は必要です。太宰府市には、先進的取組であるファミリー・サポート事業や一時保育も実施されています。それらに十分な条件整備をすることが、子育て支援、孤立化の解消につながると考えます。

以上のことから、この条例制定については反対といたします。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」賛成の立場で討論いたします。

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、

保護者の就労要件にかかわらず、月10時間まで保育所等を利用できる制度として、令和8年度から全国で本格実施されます。全ての子どもの育ちを支えるという理念は重要であり、子育ての新たな社会インフラとしての役割が期待されています。

また、本制度は、国の法律に基づき、全国一律で実施されるものであり、自治体には、実施の可否を判断する裁量はありません。

条例改正は、制度を適切に執行するための前提であり、自治体としては受けざるを得ないところです。実質的には、法定受託事務に近い性格を持つ制度であると考えます。

一方で、令和7年度に法制化し、翌令和8年度に全国一斉実施というスケジュールは極めてタイトであり、準備期間の不足や事務負担の増大が、本市においても既に生じているものと思われま

す。これは、同制度を実施するための財源措置である国保税条例の改正についても同じ懸念を抱いています。これまで進められてきた地方分権改革との整合性という観点からも、制度設計及び事業の進め方には課題があると考えます。

しかしながら、こうした課題を認識しつつも、こども誰でも通園制度の理念と子育て支援の必要性は極めて大きいものであると判断し、本議案に賛成いたします。

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第23号について、通告がっておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第23号「令和7年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」反対の立場で討論いたします。

議案第18号で述べました税額控除による介護保険料減収を避けるための特例措置を行うためのシステム改修費が含まれているため、反対といたします。

以上です。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時38分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第16号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(小島真由美議員) 多数起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前10時39分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第18号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(小島真由美議員) 多数起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成14名、反対3名 午前10時39分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(小島真由美議員) 多数起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成16名、反対1名 午前10時39分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第23号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（小島真由美議員） 多数起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第12、議案第8号「市道路線の認定について」から日程第14、議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔11番 入江 寿議員 登壇〕

○11番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました、議案第8号、議案第20号及び議案第21号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第8号「市道路線の認定について」報告します。

今回認定するのは、1路線です。

路線名は、朱雀地区の宅地造成により寄附を受けた隈4号線です。

執行部から説明を受けた後、委員全員でこの路線について、現地調査を行い、道路状況の確認を行いました。

現地調査終了後、会議を再開し、委員から、市道認定について採納を受けるための要件などあるのかとの質疑があり、執行部から、今回の宅地造成は1,000平米以下であり、開発に当たらないが、市の道路採納規程があり、有効幅員が4メートル以上であることなど、構造に関する細かな指定があるとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第8号につきましては、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を報告いたします。

執行部から、今回の改正は、本市において、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の施工を可能とする特例規定を設けるもの。

改正の理由としては、令和6年に発生した能登半島地震では、宅内配管工事を担う地元業者が被災したこと等により、宅内配管業者の確保が困難となり、その結果、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期間続いたことが挙げられる。

本市における給水装置工事は、原則として本市が指定した事業者に限られているが、特例規

定を設けることで、災害やその他の非常時に地元の給水装置工事事業者の確保が困難となった場合には、宅内配管の早期復旧と被災地における給水装置工事の適正な実施を図ることを目的とするとの説明を受けました。

委員から、地震を想定していると思われるが、ほかに想定される非常時とはどのようなものがあるのかとの質疑があり、主に地震を想定している。その他では、地元の業者の確保が困難になった場合ということで、その都度、判断することになるとの回答がありました。

また、委員から、今回の条例改正は非常に大事なことだと思うが、他自治体も改正を行っているのかとの質疑があり、各自治体それぞれで行っており、既に改正を行っている自治体、今回の議会で行っている自治体もあるとの回答がありました。

また、委員から、他の水道事業者が指定した事業者も施工可能とのことだが、全国的に要件はほぼ同じなのかとの質疑があり、基本的には水道法で定められているため、大きな違いはないかと思われるとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第20号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から、今回の改正は、災害その他の非常時において、他の市町村から指定を受けた指定工事店が円滑に排水設備工事等を実施できるようにするもの。

改正の理由としては、令和6年に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損するとともに、指定工事店自身も被災したことで、工事を実施できる指定工事店が不足し、その結果、排水設備等の復旧作業が遅れる事態が発生したことが挙げられる。

本市における排水設備等の新設等の工事は、本市の指定工事店に限られているが、災害や非常時において、市長が必要と認めた場合には、他の市町村長の指定を受けた指定工事店にも工事を行わせることができるようにするものとの説明を受けました。

委員から、水道事業給水条例改正と同様の内容だと思うが、対象事業者に対して、条例趣旨の周知が徹底していないとトラブルになるおそれもあると思うが、その周知徹底等はこれからかとの質疑があり、全国の事業者が対象となるため、どのように周知徹底するかというものはあるものの、設計の審査や工事の検査は行うため、工事の質は確保できるものではないかと考えるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対して一括して質疑を行います。

議案第8号、議案第20号及び議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第8号、議案第20号及び議案第21号について、一括して討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第8号「市道路線の認定について」採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第20号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第21号「太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について」採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第23まで一括上程

○議長(小島真由美議員) お諮りします。

日程第15、議案第22号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」から日

程第23、議案第31号「令和8年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託してありました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 神武綾議員。

[14番 神武 綾議員 登壇]

○14番(神武 綾議員) 3月定例会におきまして、予算特別委員会に審査付託されました、議案第22号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」及び議案第24号「令和8年度太宰府市一般会計予算について」その審査結果を報告いたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容について、ここで逐一報告することは省略させていただきます。

後日配付されます会議録でご確認いただきたいと思います。

それではまず、議案第22号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第8号)について」報告いたします。

議案第22号は、令和7年度一般会計予算を歳入歳出それぞれ4,054万7,000円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ382億1,032万8,000円とするものであります。

主な内容としては、国外転出者のマイナンバーカードでの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等の実施に伴い、住民基本台帳システム等を整備するための増額補正及び繰越明許などの予算が計上されています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号「令和8年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和8年度の一般会計予算は総額347億5,073万7,000円で、前年度当初予算と比較して、10億138万6,000円、3.0%の増となっています。

審査におきましては、令和8年度一般会計予算書に計上された内容について、総務部長から全般的な概要説明を受け、さらに各委員からの質疑に対しましては、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

一般会計当初予算審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また、提出していただきました執行部の皆様方には、業務多忙の中ご対応いただきありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

歳入歳出予算の審査後、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

執行部におかれましては、予算審査の中で、委員から出されました指摘、意見、要望などに

つきましては、十分検討いただくとともに、適切な処理をなされますようお願いいたします。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第24号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第26号「令和8年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第27号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第28号「令和8年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、議案第29号「令和8年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括して報告いたします。

各特別会計の審査の詳細については、一般会計と同様に、後日配付されます会議録でご確認いただきたいと思っております。

まず、議案第25号「令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は、質疑、討論はなく、賛成多数で、次に、議案第26号「令和8年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は、質疑、討論はなく、委員全員一致で、次に、議案第27号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は、質疑、反対討論の後、賛成多数で、次に、議案第28号「令和8年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、質疑、討論はなく、委員全員一致で、次に、議案第29号「令和8年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」は、質疑、討論はなく、委員全員一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号「令和8年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第31号「令和8年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思っております。

議案第30号「令和8年度太宰府市水道事業会計予算について」は、質疑、討論はなく、委員全員一致で、次に、議案第31号「令和8年度太宰府市下水道事業会計予算について」は、質疑の後、討論はなく、委員全員一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

議案第22号から議案第31号までに対する質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第22号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第24号「令和8年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番(神武綾議員) 議案第24号「令和8年度一般会計予算について」反対の立場で討論いたします。

令和8年度予算、高原市長のスローガン「新たな一歩 未来につなぐ太宰府」が生きる市政運営に期待するところです。

子育て支援策に当たる小・中学校の給食費の無償化を実施されることにより、経済的支援につながり、喜ばれる施策を盛り込むなど、一定評価することもあります。2点について申し上げます。

1つは、同和地区一部の方対象の扶助費は実績を反映することなく、毎年同額が計上されています。地区を分けることなく、一般施策に移行し、経済的に厳しい世帯への支援にすべきです。

2つ目、職員人件費の時間外手当についてです。

コロナ明けから予算決算審査で注目して見ておりましたが、令和6年度から令和7年度は半額に減り、令和8年度予算では令和6年度相当額に戻り、1億8,500万円になっています。人事院勧告3.6%、賞与0.05%上がったこと、勤務実態、行政需要の実態で倍になったとの説明がありました。根本的に職員が不足しているのではないのでしょうか。生成AIによる業務の効率化も含め、業務負担の軽減策を明らかにしていただきたいと思います。住民の暮らしと福祉をよくするという自治体本来の仕事にいそしめる環境づくりが必要ではないのでしょうか。

最後に、市民生活は止まらない物価上昇に影響を受け、生きづらい環境改善が進みません。経済的な支援とともに、精神的な支援も必要ですとありますが、そのための配分が足りていません。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長(小島真由美議員) 10番木村彰人議員。

○10番(木村彰人議員) 議案第24号「令和8年度太宰府市一般会計予算について」賛成の立場で討論いたします。

令和8年度一般会計予算は、総額約347億5,000万円となり、前年度から約10億円増加し、過去最高額を計上しました。

人件費等の義務的経費が大きく増加した一方、その他の経費を削減することで全体の予算規模を抑えて、この水準にとどめることができたものと推察しますが、いかがでしょうか。

高原新市政による令和8年度予算については、楠田市政8年間の予算編成とどのような点で異なるのか、また、今後の太宰府市政の方針がどのように変化していくのかという視点を重視しつつ、停滞した太宰府市政が大きく転換してほしいという期待も込めて、新年度予算の審査に当たりました。

まず、特徴的であったのは、物件費の大幅な減額です。主に委託費と思われますが、事業費の減額とともに、丸ごと削減、削除された事業もありました。選択と集中の観点から、かなり大胆に見直しが進められたものと評価しています。

また、本市の積年の課題解決に向け、3つの附属機関、委員会の予算が計上されたことも、これまで実現できなかった取組であり、課題解決の重要な一歩と受け止めています。今後の議論の進展を注視していきたいと思えます。

さらに、総合計画策定のための予算が計上されたことは、これまで同計画を欠いてきた本市にとって、極めて重要な意義を有するものと考えます。過去8年間にわたり、単年度予算方式が続いてきましたが、総合計画に基づく中長期的方針に沿った計画的かつ持続的な行政運営への転換、回帰が図られることを大いに期待しています。

いよいよ高原新市政が本格的に動き出すわけですが、太宰府市自治基本条例に掲げる市民、コミュニティ、議会、市長等が協働してまちづくりを行うという理念を大切に、まちづくりを進めていただくことをお願いして、本議案に賛成いたします。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） 議案第24号「令和8年度一般会計予算について」賛成の立場から討論いたします。

今回の予算は、前年度と比較して約10億円の増額で、総額約347億円余りと過去最大の規模となっております。その内容を見ますと、これまで肝煎りとして進められてきた観光やまちづくり分野については、新たな展開は抑えつつ、教育、子育て分野に新規事業を含めた施策が具体的に動き出している内容となっております。

まず、小・中学校給食の無償化については、国の動向を踏まえた内容であるものの、中学校給食の10割補助に加え、スクールバス運行、こども誰でも通園制度といった新規事業が計上されております。

さらに、教育DXの推進などの取組も進められており、制度と環境の両面から支援の充実が図られているものと受け止めております。

また、今後の取組の方向性と実効性が問われるものとして、観光交流センター（仮称）について申し上げますと、今回の予算において、空調設備や1階部分の改修など、新たな事業展開

に向けた環境整備が進められております。しかし、今後は、こうした整備をどのように活用していくのか、運営の方向性を明確にし、民間活力の導入も含めた持続可能な施設運営を具体的にお示しいただけることを期待しております。

また、市長公約や各種計画に関する取組についてであります。

高原市長が公言されておりました本市の重要課題である五条地区活性化の検討、都市計画マスタープランや男女共同参画プランの改定、総合計画の策定等については、現時点では具体的な内容が十分に見えているとは言い難く、今後どのように進めていくかが重要な課題であると思えます。

今後、計画については、時期や目標を明確にし、実効性のある形で示していただくことをお願いします。

以上のように、本予算は、これまでの重点分野を整理し、市民生活に直結する分野へと重点を置くとともに、今後の方向性を問う施策も富んだ内容であり、現実的かつバランスの取れたものと受け止め、本議案に賛成といたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（小島真由美議員） 多数起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成16名、反対1名 午前11時04分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第25号「令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があっておりますのでこれを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第25号「令和8年度太宰府市国民健康保険特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

議案第17号で述べました保険税に上乘せされた子ども・子育て支援金を含んだ編成となっていることから反対といたします。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） 私は、議案第25号「令和8年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、大きく2つあります。

第1に、現在の物価高の下で、国民健康保険加入者にさらなる負担増を求める内容が含まれているからです。

総務省統計局が公表した最新の消費者物価指数でも、全国の総合指数は、前年同月比で上昇しており、市民の生活は依然として大変厳しい状況にあります。そうした中で、条例案では、実際に新しい課税額が明記されています。

こども家庭庁のホームページにある資料では、子ども・子育て支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっていますとありますが、その肝腎の社会保障の歳出改革がどのように行われ、市民への負担が相殺されるのかについて具体性はありません。市民に新たな負担を求める制度を前提にした予算には私は賛成できません。

第2に、子育て支援の財源は、保険制度への上乗せではなく、国の一般財源などにより広く公平な財源で確保すべきだからです。子育て支援は、子育て中の家庭だけのためではなく、将来の社会保障の担い手、地域社会の維持、労働力の確保にもつながるため、社会全体の利益に関わる施策であります。こども家庭庁は、子ども・子育て支援金制度を全ての世代の皆様から拠出いただき、社会全体で支える制度と説明しています。

であるならば、保険制度への上乗せではなく、国の一般財源など、より広く公平な財源で子育て支援の財源を賄うべきだと考えます。

あわせて申し上げます。私は、子ども・子育て支援にそのものに対して反対するものではありません。こども家庭庁が令和8年度から全国実施するとしているこども誰でも通園制度には賛成の立場です。

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが、月10時間まで柔軟に利用できる制度であり、孤立しがちな家庭の相談先となり、子どもにとっても集団と関わる機会になる等の大きな意義があります。

しかし、その一方で、この制度には保育現場の負担増、安全面への

○議長（小島真由美議員） 川口議員、国保の分、その内容はちょっと違いますので、省略をお願いします。

○5番（川口親丸議員） 省略いたします。安全面への不安、人手不足の深刻化、地域による使いやすさの差といった課題もあります。だからこそ必要なのは、現場にしわ寄せし、市民に新たな負担を求めるやり方ではなく、国が責任を持って安定した財源を確保し、制度の質と人員体制を整えることです。私が所属するれいわ新選組も同様の立場を取っております。

子育て支援は大切です。しかしながら、生活が厳しい市民にさらなる負担を求めるこの予算には賛成できません。これは、国の予算だから仕方がないと済ませるのではなく、本市の市議会議員として、今回のさらなる負担を市民に求める予算には賛成できないという意思表示をする意味があると考えます。

以上の理由により、議案第25号に反対いたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（小島真由美議員） 多数起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第26号「令和8年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第26号「後期高齢者医療特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税と同様、後期高齢者医療保険料に上乗せされた子ども・子育て支援金を含んだ編成となっていることから反対といたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（小島真由美議員） 多数起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成16名、反対1名 午前11時09分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第27号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

14番神武綾議員。

○14番（神武 綾議員） 議案第27号「令和8年度介護保険特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

議案第18号の条例改正を受けて、本来ならば負担軽減となるべき介護保険料負担を含んだ予算編成となっているため反対といたします。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） 私は、議案第27号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、令和7年度税制改正で、本来なら負担が軽くなるはずだった市民への恩恵

を本議案が打ち消していると考えからです。

令和7年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ10万円引き上げられました。国税庁も給与収入190万円以下の方にはこの見直しが及ぶことを示しています。さらに、厚労省自身、この改正によって、介護保険では、保険料段階が下がるものが生じると認めています。

ところが、厚労省は、令和8年度の第1号保険料については、この税制改正の影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みにしたと説明しています。その理由も、市民負担の軽減ではなく、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があるため、収入不足を防ぐ観点だとはっきりと示しています。

つまり、本来なら税制改正によって負担が軽くなるはずだった方の恩恵を介護保険料では受けられないようにするのが本議案の前提です。

本市においては、保険料が下がるはずだった方は約1,700人とのことです。給与収入190万円以下の方々とは100円、10円、1円の違い、その重さを日々の暮らしの中で強く感じておられる方々です。

私は、今回のやり方は、率直に言って、弱い立場の市民の方への弱い者いじめだと考えます。最も経済的支援が必要な方々に支援が届かないこととなります。制度の収入確保を優先し、市民に有利な税制改正の効果を市民に返さない、本議案はその点で市民感覚にも公平性にも反しています。

なお、この見直しをしなければ、令和8年度の保険料歳入は約1,300万円、市の歳出の約1%減となるはずだったとのことです。私は、この程度の減収であるならば、低所得に近い方々の負担軽減を打ち消してまで守るべきものではないと考えます。

介護保険制度は市民の暮らしを支えるための制度です。その制度が最も支援を必要とする方の負担軽減を打ち消す形で運用されることには賛成できません。

以上の理由により、議案第27号に反対いたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（小島真由美議員） 多数起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成15名、反対2名 午前11時12分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第28号「令和8年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時13分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第29号「令和8年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第30号「令和8年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時14分〉

○議長(小島真由美議員) 次に、議案第31号「令和8年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24から日程第27まで一括上程

○議長(小島真由美議員) お諮りします。

日程第24、報告第2号「専決処分の報告について(舗装剥がれによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定)」から日程第27、議案第34号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高原 清 登壇]

○市長(高原 清) 皆様おはようございます。

令和8年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、報告案件1件、補正予算3件、合わせて4件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号から議案第34号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第2号「専決処分の報告について(舗装剥がれによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定)」についてご説明申し上げます。

本件は、大字北谷地内の市道におきまして、当該事故に係る車両が事故発生場所を通過した際に舗装の剥がれがあり、左前輪及び左後輪が接触し、ホイールの内側に損傷を与えたものであります。

その後、相手方と協議を行い、損害賠償額を支払うことで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和8年3月4日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する道路賠償責任保険から相手方にお支払いいたしております。

次に、議案第32号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について」ご説明申し

上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ9億3,668万8,000円を追加し、予算総額を391億4,701万6,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、昨年9月以降の少雨により、筑後川水系のダム貯水率が著しく低下していることから、本市水道事業において、節水の呼びかけや減圧給水を実施している中、渇水対策に要する経費の増加が見込まれており、安定した事業運営と市民生活に必要な給水体制を確保するために、一般会計から水道事業会計へ補助するための費用を計上しております。

また、令和8年度当初予算に計上しております、太宰府小学校及び太宰府西小学校の教室棟長寿命化改良事業、太宰府小学校運動場整備工事並びに小中学校の照明器具LED化改修工事につきまして、国の令和7年度補正予算（第1号）にて補助事業として採択され、より有利な財源を活用して事業が実施可能となったこと並びに工事の早期着工、発注時期の平準化を図るために、令和7年度への事業前倒しのために必要となる費用を計上しております。

なお、これらの事業は、令和8年度に執行する予定であるため、繰越明許費の追加を6件計上しております。

次に、議案第33号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支につきまして、収益的収入及び収益的支出、それぞれ1,569万5,000円増額し、収益的収入を総額14億8,370万6,000円とし、収益的支出を総額14億6,563万円とするものであります。

内容といたしましては、昨年9月からの少雨に伴い生じる渇水対策費用を特別損失として1,569万5,000円計上し、この損失を補填するため、一般会計からの補助金を特別利益として同額計上するものであります。

次に、議案第34号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ9億2,967万7,000円を減額し、予算総額を338億2,106万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、先ほど令和7年度一般会計補正予算（第9号）にてご説明いたしました、太宰府小学校及び太宰府西小学校の教室棟長寿命化改良事業、太宰府小学校運動場整備工事並びに小中学校の照明器具LED化改修工事につきまして、令和8年度当初予算に計上していた費用を減額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時30分に全員協議会室へお集まりください。

休憩 午前11時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

報告第2号、議案第32号から議案第34号までは、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

まず、報告第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

次に、議案第32号から議案第34号までについて、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第32号から議案第34号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第32号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時51分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第33号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時51分〉

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第34号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前11時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第28 議員の派遣について

○議長（小島真由美議員） 日程第28、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

○議長（小島真由美議員） 日程第29、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により、継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、令和8年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、令和8年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年5月18日

太宰府市議会議長 小 畠 真由美

会議録署名議員 川 口 親 丸

会議録署名議員 馬 場 礼 子